

**特集** 子どもの権利条約フォーラム  
2009 in とやま

# 「子ども参加」で実現した とやまフォーラム開催

明橋 大二 (フォーラム実行委員長)



### <全体会・シンポジウム>

2009年11月14日、フォーラムが開催された。申込み数は、400名ほどになっていたものの、新型インフルエンザの影響もあり、当日参加者が一体何人来るか、まったく読めないまま、期待と不安の中、当日を迎えた。

12時、受付開始。予想以上の当日参加者があり、メインホールは次第に埋まっていった。そしていよいよ13時、そよ風バ

ンドの演奏とともに、フォーラムが開始された。基調講演の森田ゆりさんは、子どもがあらゆる場面で前面に出て活躍するフォーラムにいたく感動され、「これぞ子どもの権利条約」と何度も仰って頂いた。

「今を生きる子どもたちの人権：心の力のみなもとへ」と題した基調講演では、子どもの権利を侵害された、さまざまな子どもたちの絵や写真などを通じて、子どもの人権を尊重す

## NEWSLETTER No.98 CONTENTS

### 特集 子どもの権利条約フォーラム2009 in とやま

- 「子ども参加」で実現した、とやまフォーラム開催 /1
- 子ども実行委員会の活躍 /3
  - ・子ども実行委員会主催の分科会 /3
  - ・「子ども参加」への気づき /5
  - ・子ども実行委員会は、こうして動き出した /6
- 「権利」を感じることを、理解すること /7

- 親による体罰の全面禁止国24カ国に /7

### TOPICS

- アジア子どもの権利フォーラム、ソウルで開催 /9
- 国連子どもの権利委員会へ個人が申し立てできる制度を /10

### イベント報告

- 子どもの権利条約ネットワーク2009年のイベント /12

ることの大切さを熱一杯でお話頂いた。

つづいて、かわにし子どもの人権ネットワークによる「ムッピーの人権学習紙芝居」が上演され、川西市から駆けつけた子どもたちが、とても身近なテーマからわかりやすく子どもの人権について訴えてくれた。

続いてシンポジウムでは、子ども実行委員全員がステージ上上がり、森田さんと明橋がコーディネーターとして参加した。最初は、明橋が司会をしていたが、おとなが司会をするのでは議論がうまく流れなかったため、急遽、子ども実行委員長に司会が交代となり、その見事な采配ぶりに、会場の多くから驚きの声があがった。

途中、会場の子どもから、メモでいじめのつらい体験が寄せられ、ステージ上の子ども実行委員の一人も自分のいじめられた体験を告白した。それに呼応するように、会場から、とてもつらいいじめの体験が発表された。会場は一瞬静まり返ったが、森田さんが真摯にその苦しみを受け止めて話をされ、また会場から、「さっきあなたは、ステージ前の人に『大丈夫ですか』と声をかけた。そんなあなたは、とってもやさしい人だ。」と意見が出され、会場は温かい拍手に包まれた。

子どもの生きている現場では、おとなが想像もつかないような過酷な現実が今もある、しかし、みんなで支え合うことでそれを少しでも乗り越えることができるのではないかと、会場のおとなも子どもも真剣に話し合う中で、そういう希望も、また確かに実感できたすばらしいシンポジウムだったと思う。

#### <交流会>

乾杯の後、氷見の子どもたちによる、「氷見網起し木遣り」が披露され、地域の伝統芸能を、子どもたちが一所懸命守ろうとしている姿に、県外のみならず県内の参加者も深い感銘を受けた。交流会の最大のヤマ場は、ブリの解体ショーだろう。15kgもあるというブリが、実行委員である中尾氏親子の手によって、鮮やかに捌かれ、皆、富山の海の幸を満喫した。

#### <分科会>

翌日15日には、午前2時間、午後2時間、午後2時間計18

の分科会が行われた。児童養護施設三光塾施設長、側垣一也の講演を中心として、社会的養護について考えた第1分科会。富山県の小杉町や魚津市で子どもの権利条例策定に関わった人たちがシンポジストを務め、地域での子どもの権利条例づくりについて議論した第2分科会、「子どもの遊ぶ権利」から子ども支援、子育て支援に取り組むNPO法人富山・イタズラ村・子ども遊ばせ隊の第3分科会、幼稚園・保育園と意見表明を、「子どもの表現」という切り口で取り上げた第4分科会、第5分科会では、「子どもに聴こう・・・不登校って何?」と題して、不登校の当事者たちが自分の体験を語り、発表者も参加者も涙なくしては聞けない深い感動を呼んだ。外国籍／外国にルーツのある子どもの第6分科会では、外国籍や外国にルーツがあることにより、当たり前の子どもの権利が保障されていない現実について意見交換がなされた。第7分科会では、カンボジアの子どもの厳しい現実から、と子どもの権利条約の意義について話し合われた。

第8分科会では、ノーバディーズ・パーフェクトというカナダ生まれの子育て支援プログラムを日本に導入した原田正文氏の講演を中心に、子どもの権利を守るには、まず親の権利がきちんと支えられなければならないことを、参加型のワークショップ形式で深めた。第9分科会では、放課後児童クラブ、学童保育など、子どもの放課後の居場所における子どもの権利の保障について、現場の人達で活発な意見交換がなされた。第10、11、12分科会は、子ども実行委員会企画で、椅子が足りなくなるくらい、多くの参加者で溢れ、子どもとおとなの間で多くの意見交換がなされた。第13分科会は、富山型デイサービスにおける子育て支援を、NPO法人にぎやかなの阪井由佳子氏が講演した。第14分科会では、母親による母親のための子育てイベント、「子育てほっとカフェ」が行われ、ケーキとコーヒーを楽しみながら、なごやかな雰囲気の中で親同士の共感の輪が生まれた。第15分科会では、CAPプログラムのトレーナー、石附幸子氏の話を中心に、CAP（子どもへの暴力防止）プログラムについて学んだ。第16分科会では、



オープニングを飾るバンド演奏



森田ゆりさんによる基調講演



かわにし子どもの人権ネットワークによる紙芝居



シンポジウム「おとなと子どもの権利」

アドラー心理学育児をテーマに、子どもの主体性を伸ばす関わりについて考えた。第17分科会では、学校における子どもの権利条約の実現をテーマに、北海道十勝地方の小学校で子ども参加を徹底的に推し進めた伊藤義明氏と、富山市の中学校で、荒れた子どもたちを学校から排除することなく受入れ、関わりの中から学校の再生に取り組んだ吉崎王卿氏の話を中心に、学校における子どもの権利保障について、現役の教師が多く参加し討議した。第18分科会では、「知って感じる権利条約／子どもと向き合うアイスブレイク」をテーマに、ワークショップが行われた。

どの分科会も盛況であり、それぞれの子どもの現場で、子どもの権利条約をいかに深めていくかについて、熱心な意見交換がなされた。魅力的な分科会が多く、「どれに参加しようか迷ってしまう」という嬉しい悲鳴も多く聞かれた。

#### <展示・イベント>

ホワイエというロビー部分では、多くの子どもに関わる団体がブースにて出展し、お互いに交流を行った。とやまチャイルドライン愛ランドは夢メッセージ展を行った。また特設ステージでは、紙芝居や発表など、さまざまなイベントが行われた。

#### <閉会セレモニー>

最後の閉会セレモニーでも、子ども実行委員が全員ステージに上がり、それぞれフォーラムでの感想を述べた。またフロアからも、自分は子ども実行委員の保護者から、「親もこのフォーラムによって成長させてもらった」と意見が述べられた。

続いて、次年度開催地の宮城の実行委員長から来年のフォーラムのアナウンスが行われた。

最後に、子ども実行委員長が、ステージ上に立った。「ここに集まった子ども実行委員は、それぞれ言いたいこと、

伝えたいことがあって集まったと思う。しかし、伝えたいことがあっても、聞いてくれる人がなければ、伝えることはできない。そういう意味で、今回、たくさんの方が来て、聞いてくれて本当にうれしかった。感謝しています。」と述べ、大きな拍手に包まれた。

最後に、「世界で一つだけの花」を全員で歌い、フォーラムは幕を閉じた。

最終的には、二日間でのべ1028名という、予想をはるかに超える人達が参加し、それぞれに、子どもの権利条約の意義を、大きな感動と希望とともに持ち帰って頂けたのではないかと思う。

#### <フォーラムを終えて>

12月5日、子どもとおとなの最後の合同実行委員会が行われた。フォーラムの写真や映像をみながら、それぞれに感想を述べ合った後、最後に、子ども実行委員の一人が立ち上がった。

そして、最初、学校から配られた子ども実行委員の募集のチラシを見て、応募したこと。子ども実行委員会への案内状が届いて不思議な感じがしたこと。なぜ応募したのか忘れたけれど、その後、続けて実行委員会に参加したこと。フォーラムに参加できて、本当によかったこと、を語るうちに、言葉に詰まり、後は涙また涙だった。実行委員のみんなも泣いていた。「フォーラムをやってよかった。」「フォーラムに参加できてよかった!」みんなの気持ちが一つになった瞬間だった。

さまざまな課題はあったが、この彼の言葉と涙に、すべては集約されていたと思う。

参加して下さったみなさん、本当にありがとうございました。

そして、子ども実行委員のみんな、本当にありがとう!

## 子ども実行委員会の活躍

### 子ども実行委員会主催の分科会



フォーラム2日目は、子ども実行委員会主催による分科会が行われました。

「いじめ」の部では、事前に行った以下のアンケート回答について話し合いました。



1. いじめにあったことがある? いじめにあった時の気持ちは?
  2. いじめたことがある? どうしていじめたの?
  3. いじめの現場を見たことがある? どんな気持ちでした?
- 3では、いじめを見ても何も言えない人が多いことを受け

て、「いやだ！どうしてそんなことするの！」と感じながらも「どうして言えないのか」を話し合いました。「自分もやられる」「関わりたくない」のほか、「悪化する」「先生に言ってもちゃんと対処してくれない」などの意見がありました。また、会場のいじめにあった経験をもつおとなから、当時のことや今でも消えない心の痛さが切々と語られる場面では、いじめの酷さと問題解決の必要性を改めて感じました。

その後、実行委員会で作った、いじめの発生から解決するまでの劇が発表され、「どうしたらいじめを解決できるか」を話し合いました。会場には親も教師も参加しており、それぞれの立場からの意見が出されました。

また、おとなへの不満を「家庭の問題」、「学校の問題」の2部に分けて話し合いました。

「家庭の問題」の部では、以下のような五箇条の要望を出して、それを軸に話し合いが始まりました。

#### 『怒る時の5カ条』

1. 命令はしないで下さい。
2. おこる理由を話して下さい。
3. 子どもの言い分も聞いて下さい。
4. 他人をまきぞいにしないで下さい。
5. 怒った後も引きずらないで下さい。

#### 『子どもの帰宅時の5カ条』

1. まず「おかえり」と声をかけて下さい。
2. 帰宅そうそう怒らないで下さい。
3. 疲れているので要求しないで下さい。
4. その日あった事をしつこく聞かないで下さい。
5. 「ただいま」「いってきます」をゆるして下さい。

『怒る時』の4はお兄ちゃんを怒っているついでに弟のことを怒ったりすることだそうです。5は怒っているテーマを外れ、ついでに過去のことまで持ち出されて怒られるケースを指します。『帰宅時』の3は帰ったらすぐにお使いを頼まれたりすること。5は鞆を置いたらすぐに友達と遊びに行くことを意味しています。

親ならだれでも身に覚えがあることで耳が痛かったです。

「学校の問題」の部では以下の先生の分類をテーマに話し合いました。

#### 『理想の先生』

1. 授業がわかりやすい。
2. 生徒の意見をしっかり聞いてくれる。
3. 信用できる。(やさしい、楽しい)

#### 『こんな先生はいや！』

1. すぐに怒る先生。
2. ひいきする先生。
3. 意見を聞かない先生。

子どもの言い分に対しておとなもしっかりとそして正直に意見を述べ、楽しい意見交換の時間が持てたと思います。

最後に企画者の子どもが「おとなの意見が聞いて良かった。この分科会の結果、おとなへの不満が消えていくといいなと思う」と言っていたことが印象に残りました。

## ●いじめをなくそう●

私は軽い気持ちで入りました。でも今では、みんなが子どもの中に権利について考え、これからの未来に役立つようなことが学べてよかったと思っています。

最初の方は、みんなで権利について話し合ったり、考えたりしていました。この分科会を開こうと思ったのは、夏期合宿からです。みんなで意見を出し合い、アンケートや劇をやるなどいじめについて深く考えました。アンケートは実行委員に配り書いてもらい表に分かりやすくまとめたり、劇は本をもとに作りました。当日は欠席もあり大変でみんな緊張していました。でもおとなの意見もきけたし劇もうまくいったと思います。今までやってきたことが伝わってればいいと思います。

私はフォーラムに参加して2つの事がとくに心に残っています。1つ目は、劇でいった「いじめを受けた人に必要なのは、いじめた人からの心からの謝罪」という文です。私は客観的に見ることはできませんが、いじめを受けた人は心から傷ついていると思います。私は、無視してしまえばなんの解決にもなっていないので、私は少しでも話そうと思います。2つ目はおとなの方がいった「いじめがあるのが前提ではなく、どうしたらなくせるかを考えてほしい」という言葉です。考えたことは無かったけど、私は人が心から人を好きになることが大切だと思います。それは、他人の前では、悪口をいったりするのにその人の前では普通に友達を装っていました。悪口をいわれたる人にきいてみるとその人はきづいていました。私は、いじめの分科会になってからそんなことだと思って軽くいった悪口も相手からはとてもつらいいじめに見えることを考え、これからも生きていきたいと思っています。

(子ども実行委員 谷村まい・中2)

## ●おとなへの不満●

「僕は自分の両親を嫌いになったことが全くありません。」こんなことを言ったら嘘になりますが、しかし僕は胸を張って、「僕は自分の両親が大好きです。」と、言うことができます。それに、学校にも大して不満はありません。

では何故自分がこの「フォーラム子ども実行委員会」に参加し、さらに「おとなへの不満」の分科会のメンバーになったのか。理由は「他の子どもたちはおとなにどんな不満を持っているのだろう。」というものが最も大きくありました。自分はおとなにそんなに不満を持っていないけれど、皆はおとなのことをどう思っているのか。それが知りたかったのです。

しかし、自分と皆が違うところはおとなをみる視点や、おとなに対する思いではありませんでした。自分と皆の違いは、各々の周りのおとなだったのです。子どもたちは「おとな」に不満をもっているのではなく、「おとなの行動」に不満を持っている、ということでした。

分科会は主に、「おとながするいやな行動って何だろう？」というところから始まりました。皆で自分たちの日頃のおとなへの不満をぶちまけたのです。すると面白いことに、小学生は学校の先生に関する不満が多く、中学生は親への不満が多かったのです。まだいろんなことに慣れていない小学生は先生というものがよくわからず、「何故授業で最良をするの

か。」とか、「理由もよく聞かず怒らないでほしい。」などの意見があり、多感な中学生はよく話しかけてくる親がうとうとく感じるようで、「しつこくその日の学校でのことを聞かないでほしい。」とか、「いちいちあれしなさい、これしなさいと言わないでほしい」などの意見がありました。

そこで僕たちは親への不満と先生への不満で二つに分かれることにしました。

そして親担当の僕たちが作ったのが、「親に守ってほしい五箇条二つ」でした。自分たちでも納得のいく出来栄えだったと思います。

そして、分科会。僕たちは五箇条二つを大人の人たちに説明すると、自分たちの体験談を各々話していきました。

今までの自分たちの意見をおとなに聞いてもらって、これにたいしておとなはどんなことを思っているのかを僕たちが聞く。これこそおとなと子どもの話し合いだと感じました。

前述の子どもの意見、「何故、授業で臍頂をするんですか。」という問いに「どうしても、授業で誰にあてようか困ったときは、頼ってしまうんです。」とおとなが返していました。先生というのは、生徒に対して公平な存在でなければなりません。しかしこの意見を聞くに、先生も困ったときは安易な手を使ってしまうようです。

前述の子どもの意見、「しつこくその日の学校でのことを聞かないでほしい。」という問いには「親というものはいつも不安で、毎日学校でのことを話してくれないと、自分は信用されてないのかと思ってしまう。」とおとなが返していました。信用されていないと心配するよりも、まず先に、親が子どもを信用しなければならないと思います。

おとなにも困ることはあるし、子どもと同じようにおとなも子どもが分からないことがあるようです。

分科会というかたちですが、こういう対等な話し合いでお互いに意見を言い合う機会がこれからも増えていけば、自然と「子どもの権利」というものは守られていくのではないかと思います。  
(子ども実行委員 須賀奎太・中2)

## ●学校・家庭のこと●

夏休みの実行員会の合宿のあと、話し合っ、僕は子ども実行委員会の3つの分科会の中で、「学校・家庭のこと」に決めました。僕がこの分科会に決めた理由は、家庭や学校に不満があったからです。親は話をよく聞いてくれなくて、軽く返されてしまう感じがして。自分の意見を言っても、それが

ちゃんと届いてない気がするんです。

分科会の準備は9回くらい集まって話し合いました。親や先生に伝えたいことや、子どもにとって、学校や家庭をより良くするために話し合いました。そして、劇をつくりました。話し合いでは、リーダーをやりました。しゃべるのは得意だけど、記録をしておくのが苦手でした。おとなの実行委員の人とも話したけど、話すと戸惑うことがありました。

本番では、自分たちの話し合ったことを発表できたし、いろんな意見が聞けて、楽しかったです。子どもの権利条約は、自分にも当てはまることもあるなあと思いました。おとなの人の目をみたら、緊張したけど、今まで練習してきたことや話し合ってきたことをおとなに伝えたいと思いました。おとなの人におされたけど、言いたいことは言えたり、わかってもらえたと思います。おとなはおとなで困ることがあるってことがわかったし。この分科会をやって良かったと思います。

(子ども実行委員 久保峻太郎・小5)

## ●子どもの気持ちをおとなに伝えたい●

私は中学校で社会の公民の時間に人権について学びました。誰もが持っている権利を知っていくうちに、どんどん人権って何だろうと興味がでてきました。

ちょうどそんな時に子ども実行委員会募集の案内を見て、子どもの私だからこそ見ることのできる視点からフォーラムで意見をいってみたい!と思い、実行委員に応募しました。

活動が始まってから実行委員長をやらせていただけることが決まり、実行委員のみんなもすぐに打ち解け、楽しく意見交換することができました。

小学生の意見、おとなの意見、それぞれ違ってあたらしい考えが広がりました。

私は、今までの経験の中で、「おとなは子どもの気持ちをわかっていない」と思うことがあります。

子どものためを思ってしたことでも子どもにとっては嫌な時だってあるのです。

私は、このフォーラムをとおして、子どもの本当の気持ちを伝えたいと思いました。伝えたいことを伝えるには、伝える相手がいなければなりません。

フォーラムにきて下さった皆様がいたからこそ自分の思い、考えを伝えることができました。

今回貴重な体験をさせていただけて本当に良かったです。

(子ども実行委員長 石崎仁珠・中3)

# 「子ども参加」への気づきー子ども実行委員会をサポートして

## 曾 祿 昌 彦 (フォーラム実行委員)

フォーラムの実行委員に誘われたのは去年の11月になります。明橋実行委員長から「やってくれないか」と言われ、軽い気持ちで引き受けました。この時は、フォーラム自体が何をやるものなのかも分かっていませんでしたし、まして子どもたちにといっしょになって何かをする「子ども参加」なんていう発想ができていなかったです。

年度が変わって、初めて参加した実行委員会で県内の小学校5年生以上の子どもたち全員に参加募集の「ちらし」を配ると聞いたとき、初めてこのフォーラムの大きさや、実行委員長の意気込みを感じました。ただ、当初、わたしは「子ども参加」をあまりいい印象ではもっていませんでした。

「子どもたちといっしょになってひとつのものを作り上げ

る」このことが、「子どもたちが参加する」ことなのか、「子どもたちを参加させる」ことなのか区別がはっきりとできていなかったからです。この気持ちのまま、5月に子どもたちと顔をあわせ、前者が正しいということは頭では分かっているつもりでしたが、行動が後者になってしまう。葛藤をもったまま活動に参加していて、このままでいいのかと悩みながら時間だけがたっていきました。

この気持ちに、ひとつ整理がついたのが3回目に子どもたちと会った8月の夏合宿でした。夏合宿の2日目、子どもたちが主体となって、どんな風にフォーラムにかかわっていくか、分科会では何を話すか、大人はただ見守り、子どもたちだけで話がすすんでいくのを目の当たりにしたとき、これが「子どもたちが(主体的に)参加する」ということなんだと理解しました。

それまでは、子どもたちをフォーラムに参加させるために何をすればいいだろう、何を話せばいいだろう、どんな集まりにすれば子どもたちが楽しく活動できるだろうといったことばかりを考えていました。これを子どもたちの目線に合わせて考えていたつもりでしたが、決して合わせる事ができていたわけではなく、これが自分のエゴだったことに、夏合宿の2日目に気がつきました。同時に、それまでの自分の参加のしかたが間違っていたのではないか、これからどう子どもたちと関わっていけばいいか、葛藤が悩みが変わっていました。

その次の次の子ども実行委員会での出来事です。仕事の関係で、終わり際になって顔を出したとき子どもたちから、「あ、曾祢さん、ひさしぶり」、「曾祢さん遅いよ」と笑顔にあふれた明るい声をかけてもらいました。

自分が彼らに仲間として受け入れてもらえている。

こんなうれしい気持ちになりました。今まで自分の中の気持ちに整理がつかず、間違ったことをしてきていたかもしれない。それでも彼らはいっしょになってフォーラムを作ろうとがんばっている。わたしのことも受け入れてくれている。子どもたちのために何かをしないといけないと思っていたはずなのに、いつの間にか子どもたちから助けられていました。

それからの子どもたちとの活動は本当に楽しく、やりがいのあるものになりました。

最初は、よく思っていなかった「子ども参加」がわたしに教えてくれたこと、それは、「いっしょになって何かをすることに、おとなも子どもも関係ない。思いをもった人が集まれば、それが仲間なんだ」ということでした。

最後に、このフォーラムの実行委員に参加させてもらったこと、子どもたちと関わる役目につけたこと、参加してくれた子どもたち、フォーラムに関わった全ての人たちに感謝します。

足りないところだらけでしたが、「ありがとうございました」と心から思えるフォーラムでした。

## 子ども実行委員会は、こうして動き出した！—発足からの経緯

### ●2009年5月、子ども実行委員の募集開始

小学校5年から高校3年までの県内の全児童生徒に、子ども実行委員募集のチラシ8万枚を配布した。まったく根回しも何もなく直接チラシでの呼びかけにどれだけの子供たちが応えてくれるか、固唾を飲んで見守る中、一枚また一枚と、応募のfaxが届いた時には、おとな実行委員、感動で胸が一杯になった。

### ●2009年6月13日、子ども実行委員会発足

最終的には、51名もの子どもたちが手をあげてくれ、子ども実行委員会が発足した。ここから、おとな実行委員会と子ども実行委員会が、歩調を合わせて、準備をすすめていく。

### ●2009年8月7～8日、立山青少年自然の家での合宿

日程的にはチラシ作成の関係上、子ども実行委員会の企画やテーマの締め切りが近づいていた。しかし現状ではまだまだ子どもとおとなの信頼関係が作られていない。そういう中でおとなのペースで事を運んでいっていいのかという疑問が担当のおとな実行委員から多く出された。結果、締め切りはもう度外視して、とことん子どもたちと話し合おう、どうしてこのフォーラムに参加しようと思ったのか、今どういう気持ちで日々過ごしているのか。

合宿二日目の午前はその話し合いに宛てられた。そしてその日の午後、一度すべて子どもたちにバトンを渡そう、とおとなが決心して、渡した瞬間だった。子どもたちが生き生きと動き出し、つぎつぎと提案やアイデアを出し、あれよあれよという間に具体的なことが決まっていた。リーダーを決める際には、何人もの子どもが立候補し、それぞれが「自分がリーダーになった暁には」とマニフェストを発表し、全員投票で選ばれていった。終わってみれば、合宿で決めたいと思っていたことが、子どもたちの自主的な話し合いですべて決まってしまうていた。子ども実行委員会がその本領を発揮し始めた。

「どうしたら子どもたちが動いてくれるだろうか」という悩みが、「どうしたら、大人が口出しせず黙ってられるか」という悩みが変わった驚きと感動は、今も忘れることができない。子どもを信じて待つことの大変さとすばらしさを、学ばせてもらったように思う。

### ●2009年9月～11月、月一回の子ども実行委員会

合宿後は、毎月一回、子ども実行委員会が行われ、まず子どもの権利についての学習を行ったあと、それぞれが一番関心を持っているテーマ別に分かれ、子どもたちが、自分たちの思いや考えをじっくり話し合いながら、子ども実行委員会主催の3つの分科会の準備を進めていった。子どもたちは、次第に自分たちの意見をはっきり言うようになり、時には、大人実行委員の提案を「それは却下します。」と言うこともあった。ここに至って、大人も逆に遠慮なく意見が言えるようになり、大人と子どもの対等な関係が作られていった。

(フォーラム実行委員長 明橋大二)

# 「権利」を感じることに、理解すること

—ワークショップで学ぶ子どものケンリ

林 大 介 (こどもファシリテーター)

子どもの権利条約フォーラム2009inとやまの分科会において、フォーラム呼びかけ団体である子どもの権利条約ネットワークは「権利条約ワークショップ」を行いました。

まず最初は、自己紹介を兼ねての『イメージ他己紹介』。「他者から自分はどのように見られているのか」という、「見た目」で判断すること／判断されることを感じるワークショップ。私たちおとなは、よく、子どもに対して、「人は見た目ではない」と言っていますが、現実には、まずは“見た目”で人を判断します。そして、付き合っていくことで、相手のことを知ることができるのです。自分が他人をどのように見ているのか、また、他人からはどのように見られているのかを体験することで、人を判断することの難しさと可能性を探りました。

続いての『この子の願い』では、写真の子どもの年齢や家族構成などをイメージした上で、写真の子の“願い”(やりたいこと、やりたくないこと、将来の夢など)をさらにイメージするワークショップ。実は、そこから出てくる“願い”というものが、人間として当たり前前に保障されるべき“権利=Rights”だということに気づくことが目的です。

そのうえで、でも、本当にその子の願いを知るためには、その子に聞かなくては分からない。つまり、おとなが「この

子のために・・・」と思っても、子どもの想いを知るためには子どもに聞かなくては分からない、ということを経験していただきたいと思います。

責任や義務を果たさないと、「戦争のない社会で暮らす権利」が保障されない、なんていうのはおかしいと思いませんか。

“子どもの権利”のみならず、障がい者の権利、女性の権利、高齢者の権利、外国籍の方の権利など、権利保障が十分ではないのが日本。そもそも、権利とは何なのか。“権利”という概念は、その漢字のイメージもあり、何やら難しく、伝えたり感じたりしにくいものですが、その根底にあるものをまずは感じてもらうこと。それが、大切なことだと考えています。



## 親による体罰等の全面禁止国24カ国に！

—子どもの「安全に養育を受ける権利」の保障を求めて

喜 多 明 人 (早稲田大学)

11月15日、子どもの権利条約フォーラムIN富山の2日目(12:30～14:30)に、富山県主催「児童虐待防止シンポジウム—児童虐待のない地域社会をつくるために」が開催されました。児童虐待のない地域社会づくりのために、いま何をすべきか。児童相談所や児童養護施設、自立支援施設、里親会関係者など関係者をはじめ多くの市民を交えて建設的な討議がなされました。そこでは虐待予防や早期発見、早期対応への取り組みなどを交えながら、子どもが安心して育つ環境づくりをどう進めたらよいか、とくにパネリストの喜多明人氏(子どもの権利条約ネットワーク代表)から、条約19条に依拠した体罰のない家庭の養育環境について問題提起がありました。その問題提起をここに収めます。

国連が子どもの権利条約を採択(1989年)して20年目の今年も終わろうとしている。日本政府は、この条約を1994年に批准しているが、はたして日本の子どもをめぐる環境は改善されたのであろうか。

とくに子ども虐待の問題は深刻である。日本は来年5月に国連子どもの権利委員会によって3回目の報告審査をうけ、3回目の勧告(総括所見)をうける。そこで日本政府は子ども

に向けられた暴力の防止措置が不十分であるとの指摘を受けることは間違いない。

なぜなら、同委員会は、日本政府に対して以下のように勧告してきたからだ。

「45. とくに条約第3条、第19条および第28条2項に照らし、委員会は、学校における暴力を防止するため、とくに体罰およびいじめを解消する目的で包括的な計画を作成し、

かつその実施を注意深く監視するよう勧告する。加えて、委員会は、家庭、ケアのための施設およびその他の施設における体罰を法律で禁止するよう勧告するものである。委員会はまた、代替的形態によるしつけおよび規律の維持が子どもの人間の尊厳と一致する方法で、かつこの条約に従って行なわれることを確保するために、意識啓発キャンペーンを行なうようにも勧告する。」(子どもの権利委員会第18会期：日本語訳：平野裕二、以下同じ)

このように、国連は「家庭、ケアのための施設およびその他の施設における体罰を法律で禁止するよう勧告」(1998年6月)してきたが、日本政府はこの勧告を無視し続けてきた。日本も批准した子どもの権利条約の18条には、こうある。

#### 子どもの権利条約18条(親による虐待・体罰の禁止)

「締約国は、親・・による子どもの養育中に、あらゆる形態の身体的または精神的な暴力、侵害または虐待・・から子どもを保護するためにあらゆる適当な立法上・・の措置をとる。」

国連は、日本政府がこの規定を無視してきたことについて警鐘を鳴らしてきたのである。

虐待する多くの親は、その行為を虐待とは自覚せずに、虐待をしつけの一環としての体罰と認識してきた。条約はだからこそ虐待と同時に体罰も18条で禁止し、子どもを守るための立法措置を要求してきたのである。現在国連の勧告などによって、以下のとおり24カ国(2008年現在)が親の体罰禁止の立法を済ませてきた。

#### 体罰禁止国一覧 24カ国(2008年現在)

1979年	スウェーデン		
1983年	フィンランド		
1987年	ノルウェー		
1989年	オーストリア		
1994年	キプロス		
1997年	デンマーク		
1998年	ラトビア		
1999年	クロアチア		
2000年	ブルガリア	ドイツ	イスラエル
2003年	アイスランド		
2004年	ウクライナ	ルーマニア	
2005年	ハンガリー		
2006年	ギリシア		
2007年	オランダ	スペイン	ベネゼーラ
	ウルグアイ	ポルトガル	ニュージーランド
2008年	モルドバ共和国	コスタリカ	

#### 子どもの安全に養育を受ける権利の保障を —体罰禁止立法の特徴

最も早く親の体罰禁止を立法化したスウェーデンの「子どもと親法」(1979年)には、以下のとおり定められている。

##### 「子どもと親法」6章1条

「子どもはケア、安全および良質な養育に対する権利を有する。子どもは、その人格および個性を尊重して扱われ、体罰または他のいかなる屈辱的な扱いも受けない」(1983年改正)

また、ルーマニアの「子どもの権利保護促進法」(2004年)は次のように規定している。

#### 「子どもの権利保護促進法」28条

「子どもは、その人格および個性を尊重される権利を有し、体罰またはその他の屈辱的なもしくは品位を傷つける取扱いを受けない。子どものしつけのための措置は、その子どもの尊厳にしたがってのみとることができ、体罰または子どもの身体的および精神的発達に関わる罰もしくは子どもの情緒的状况に影響を及ぼす可能性のある罰は、いかなる状況下においても認められない」

「子どものしつけのための措置は、その子どもの尊厳にしたがってのみとることができ、体罰または・・いかなる状況下においても認められない」(28条)とある。

このように親による体罰の全面否定を導き出している理念に注目したい。親等による体罰禁止は、子どもの「安全な養育を受ける権利」、「子どもの尊厳にしたがったしつけ」を受ける権利、の保障から要請されるものであり、体罰はこれらの権利を奪う行為、権利侵害行為として受け止めていくことが大切である。関連して、ドイツの「養育における有形力追放法」(2000年民法)1631条2項で、「子どもは、有形力の行使を受けずに養育される権利を有する。体罰、心理的被害の生起その他の品位を傷つける措置は禁じられる」とある。有形力の行使すべてを禁止する立法も目立つ。これらの理念を、日本における子育て実践に採り入れる時代が来ているといえないか。

#### 親等による体罰は犯罪！

また、キプロスやイスラエルの動きも注目される。キプロスは、「家庭における暴力の防止および被害者の保護法」(1994年)において、「家族のいずれかの構成員による、家族の他の構成員に対する暴力の行使」を犯罪とみなすこと(3条1項・3項)、イスラエルも最高裁が、イスラエル国対プロニット(State of Israel v. Plonit)事件判決において、実質的にあらゆる体罰を犯罪化(2000年、体罰を理由とする抗弁を認めず、また体罰の日常的使用はたとえ重大な傷害につながらなくとも児童虐待に相当すると判示)してきた。親等による体罰を刑事罰が適用される「犯罪」とみなす傾向にも注目したい。

#### 子どもの権利基本法の制定を！

なお、親等による体罰の禁止立法の多くは、民法領域の家族法、親子法などで規定される場合が多いが、一部には、以下のとおり子ども法、子どもの権利法で規定押される動きが出てきている。

ラトビア(1998年)：子どもの権利保護法 9条2項

ブルガリア(2000年)：子ども保護法 11条2項

アイスランド(2003年)：子ども法 28条

ルーマニア(2004年)：子どもの権利保護促進法

このように、今後は子どもの向けられた暴力である虐待・体罰を全面的に禁止していくために「子どもの権利基本法」を制定していくことが重要と思われる。

## ◎子どもの権利条約採択20周年記念

## アジア子どもの権利フォーラム、ソウルで開催

## &lt;中国、モンゴルなどアジア4カ国で交流&gt;

2009年11月19-20日、国連子どもの権利条約の採択20周年を記念して、韓国・ソウルにおいて、アジアの子ども  
の権利の実践・研究交流を図るために「アジア子どもの権利  
フォーラム」(第1回)が日本・韓国・中国・モンゴルの4カ  
国の参加により開催された。

フォーラムの全体テーマは、「アジアの子ども  
の権利—現在と未来」とされ、国連子どもの権利条約採択20年の節目の年  
にふさわしく、①アジアにおける子どもの権利の現状と課題  
を出し合い、②国連での採択から20年を経た子どもの権利条  
約の実施状況とそのモニタリングについて検討し、子どもの  
権利保障の進展を図る、ことなどを目的として開催された。

初日は、アジア子どもの権利フォーラムの開催にあたって主  
催団体である韓国・子どもの権利学会会長＝安東賢氏、呼び  
かけ・実行委員会団体である日本・子どもの権利条約総合研  
究所代表＝喜多明人氏が挨拶した。

フォーラムでは、「世界における子どもの権利の現状と課題  
—子どもの権利条約・国連採択20年—」について、李亮喜氏  
(国連・子どもの権利委員会委員長・韓国・成均館大学校教授)  
が記念講演した。その後、「東アジア諸国における子どもの権利  
条約の実施状況」について、李在然氏(韓国子どもの権利  
学会前会長・淑明女子大学教授)が基調提案し、日本からは、

日本における子どもの権利条約の実施状況について森田明  
美氏(東洋大学社会福祉学部教授)が報告した。二日目は「子  
どもの権利のモニタリング」について、荒牧重人(日本・山梨  
学院大学教授)が基調提案し、川西市の子どもの人権オンブ  
ズパーソン制度について吉永省三(千里金蘭大学生活科学部  
教授)が報告。中国からは黄欣氏(華東師範大学法学部常  
務副学部長、教育法制センター長)が子どもの教育への権利  
の普及状況を中心に、モンゴルからはNaimaldai氏(モンゴ  
ル子ども関係局)らから子どもの権利の現状と政府報告づく  
り等について報告を受けた。とくにモンゴルから子ども参加  
型の政府報告書づくりについて報告があり参加者から注目さ  
れた。

## &lt;第2回は2011年11月に日本で開催！&gt;

このフォーラムは、今後アジアにおける子どもの権利の実  
践・研究状況について理解しあうと共に、アジア各国におけ  
る子どもの権利条約の実施と普及に関する多様な取り組みを  
交流しあい、相互に学びあうことを基本において発展させて  
いくことが期待されている。とくに、子どもの権利侵害問題  
としての虐待、体罰、いじめ、暴力など子どもをとりまくア  
ジアの現状や対策を知り、子どもの権利保障と救済やモニタ

リングにかかわる共通の課題を探ることが重視されている。  
フォーラム総会では、「アジアの子ども  
のよりよい未来のための約束」を含む以下のような「フォーラム宣言」が採択され、  
2年後の11月に、第2回フォーラムを日本・東京で開催す  
ることを申し合わせて閉幕した。(文責 喜多明人)

## アジア子どもの権利フォーラム宣言

2009年11月20日

子どもの権利条約採択20周年の日に  
「アジア子どもの権利フォーラム」アジアの子ども  
のよりよい未来のための約束

- われわれは、国連・子どもの権利条約の精神に基づいて、  
子どもが固有の尊厳性を持ち、譲ることのできない権利を所  
有し、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、意見、社会的出身、  
財産、障がい、出生およびその他のいかなる種類の差別もな  
しに、調和のとれた人格の発達のために必要な支援と援助を  
受けられる存在であることを認識しながら、国連・子どもの  
権利条約の採択20周年を向かえ、アジアのすべての子ども  
によりよい未来を与えるために「アジア子どもの権利フォー  
ラム」に集まった。
- われわれは、国内だけではなく国際協力を通して、子ども  
の権利実現に向けて、次の五つの項目の活動を支援し促進す  
る実践的な努力と政策提言、研究の交流を進めていくことに  
同意する。
- われわれは、子どもの権利条約の実施と子どもの権利につ  
いてのアジア各国の認識を改善するために努める。
- われわれは、社会や国家から保護を受けられない危険にさら  
されているアジアの子ども、特に貧困、人身売買、労働、  
性的搾取、身体的・精神的な虐待を受けている数多くのアジ  
アの子どもに対する関心を引き起こすために努める。
- われわれは、子どもの発達を阻害し、権利を侵害する社会的  
な慣習、つまり早婚、子どもの軽視、子どもの意見の無視、子  
どもに対する差別等に対する関心を引き起こすために努める。
- われわれは、すべての子どもが安全で、健康な環境のもとで、  
自らの潜在的な力を最大限に発揮できるように支援し、その  
ために子どもの意見を尊重し、参加の機会を拡大するために  
努める。
- われわれは、アジアの子ども  
の高い水準の生活のために、  
各国の政治指導者が認識を変え実践していくよう働きかける  
ことに努める。

アジア子どもの権利フォーラム  
2009年11月20日、ソウル

# 国連子どもの権利委員会へ 個人が申し立てできる制度を！

森田 明彦 (シニアアドバイザー/セーブザチルドレン・ジャパン・東京工業大学特任教授)

## 1. 国連子どもの権利条約と個人通報制度

今年は「国連子どもの権利条約」が採択されて20周年にあたります。この記念すべき年に、世界では21世紀最大の子どもの権利ムーブメントが進行中です。国連子どもの権利委員会に対する個人通報を可能とする選択議定書の策定を目的とするグローバル・キャンペーンです。個人ないし集団が具体的な人権侵害事例を地域的ないし国際的な人権委員会に申し立て、審査・勧告を受けることができる制度です。

「国連子どもの権利条約」には、現在、2つの選択議定書があります。選択議定書とは本体条約の内容を補強したり、修正したもので、国際条約の一種です。第一が子どもの売買、子どもの買売春、子どもポルノグラフィーに関する選択議定書、第二が武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書です。したがって、国連子どもの権利委員会に対する個人通報を可能とする選択議定書は、第3番目の議定書になります。

現在、世界には9つの国際的な人権条約がありますが、国連子どもの権利条約だけが、個人通報制度を持っていませんでした。

2007年、ヤンギー・リー国連子どもの権利委員会委員長の主導の下に、国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度の必要性について包括的な調査が実施され、同成果に基づいて、子どものために活動する世界中の市民団体から構成される「子どもの権利NGOグループ (NGO Group for CRC)」がタスクフォースを結成、世界的なキャンペーンを開始しました。<sup>1)</sup>

その結果、今年4月にスロバキア政府が、(個人通報制度のための) 選択議定書案を作成する作業部会設置決議案の主な提案国となる意思を表明、6月12日にスロバキア、スロベニア、フィンランド、フランス、タイ、ウルグアイ、エジプト、ケニア政府が主要提案国となり、さらに32カ国との共同提案という形で、国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度を策定する可能性について審議することを目的とする作業部会設置決議が提出され、採択されました。同決議案の採択には3日間の猶予が与えられ、その間に東アジア地域からは韓国、スリランカが共同提案国に加わり、世界全体で同決議の共同提案国となった国は35、支持を表明した国は5、主要提案国8カ国を含めて合計48カ国が国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度に賛同の意思表明を行いました。

この間、セーブザチルドレン・ジャパン<sup>2)</sup>、ポラリスプロジェクト日本事務所、ワールド・ビジョン・ジャパンは、本決議案に対して日本政府が賛同することを求める要望書を6月16日付でジュネーブ国際機関日本政府代表部北島信一特命全権大使宛に送付しましたが、日本政府は共同提案国にはならず、同決議に対する支持表明も行いませんでした。

その後、日本ではセーブザチルドレン・ジャパンが呼びかけを行い、21の市民団体とともに「子どもの権利条約NGOグループ/日本」(賛同団体1)を結成しました。

10月28日には福島瑞穂大臣、小宮山洋子議員、大河原雅子議員など13名の国会議員の出席の下で、日本キャンペーンのキックオフ・セミナーを開催、10月30日には世界銀行東京事務所情報センターのご協力を得て、ジュネーブ在住の本グローバルキャンペーンのアドボカシー・オフィサーであるアニタ・ゴーさんを講師とする国際TVセミナーを開催しました。同セミナーはインターネット上にリアルタイムでストリーム配信され、タイ、モンゴル、韓国の関係者より本セミナーを視聴した旨のメッセージが後日届けられました。

11月17日には、来日したヤンギー・リー国連子どもの権利委員長(韓国成均館大学教授)とサラ・オースティンさん(World Vision Canada総裁室長で、本グローバルキャンペーンの共同コーディネーター)をスペシャルゲストとする第2回院内セミナーを開催、福島瑞穂大臣、小宮山洋子議員、大河原雅子議員をはじめとする多数の国会議員が参加され、その様子はTBSニュースでも放送されました。

また、前日の16日にはヤンギー・リー国連子どもの権利委員長、サラ・オースティンさんとともに、日本の本キャンペーン関係者が中村哲治法務政務官、西村智奈美外務政務官を表彰、国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度の実現に向け、日本政府の積極的な支援を要請しました。

そして、11月29日には、表現アートを活用して国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度を体感してみる子ども向けワークショップを実施しました。国際的な個人通報制度を実際に活用した経験のある者が一人もいない日本における初めての試みであるこのワークショップを通じて、国際的な個人通報制度への子ども参加に必要とされる課題が少しだけ明らかになりました。

第一に、特定の人権侵害事例が、国際的な個人通報の対象となるまでの具体的なプロセスをはっきりさせる必要があります。特に、個人通報制度の前提条件とされている「国内的な救済措置を尽くしていること」という点について、その基準と判断主体をはっきりと決定する必要があります。

第二に、個人通報が国連子どもの権利委員会で審査対象として受理されるために必要な(子どもの)証言に求められる基準・条件を明確化する必要があります。

第三に、非言語的な表現による証言を用いる際には、その表現手段(描画、即興劇など)が子どもにとって安心して自由に表現できる手段となるような事前準備が(証言をする)子どもにとって必要です。

第四に、子どもの意見を明確化したり、表現する際の手助け

をするおとなファシリテーターの育成が必要です。また、子どもにとって信頼できるおとなファシリテーターの条件とは何か、を子どもの目線ではっきりさせる指針も必要です。例えば、実の親が虐待者であった場合、被害者の子どもの声を代弁し得る代理者を選定する際に、そのような指針が役立つと思われます。

第五に、国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度は、子どもの権利オンブズパーソンや国内子どもの権利委員会などの国内的救済措置と有機的につながっていないと効果的に機能しないように思われます。国連子どもの権利委員会に対して審査を求める事例を選択する際には、国内の子どもオンブズパーソンや担当弁護士の関与が不可欠です。また、個人通報を行うために子どもの証言を得るためには、国内の子ども救済機関の協力が必要です。

## 2. 日本と国連子どもの権利条約、個人通報制度

子どもの権利に関する最初の国際文書は、1924年9月26日国際連盟総会で採択された「子どもの権利宣言」であると言われています。同文書を起草したのが、セーブザチルドレンを1919年に創設した英国のエグランタイン・ジェブです。第一次世界大戦の惨禍を見たエグランタイン・ジェブは敵味方の区別なく子どもを支援するという方針を掲げて、戦争の被害に遭った子ども達の支援活動に乗り出しました。

その経験を踏まえて作成された「ジュネーブ子どもの権利宣言」は「人種、国籍、信条」に関わりなく、子どもを保護しようという精神が漲っています。しかし、同時にそこには子どもを社会参加・変革のパートナーとして捉える視点は見られません。

一方、同宣言が国際連盟で採択される3カ月前の6月9日に東京深川猿江児童保護講話会において、キリスト教社会運動家の賀川豊彦は、6つの「子どもの権利」について講演を行いました。子どもは保護の対象ではあっても、大人と同様な権利の主体であるとは考えられていなかった当時、賀川は臆することなく、子どもの権利を訴えました。

子どもは食う権利がある

子どもは遊ぶ権利がある

子どもは寝る権利がある

子どもには叱られる権利がある

子どもは親に夫婦喧嘩を止めて乞う権利がある

子どもは禁酒を要求する権利がある

ユニセフは、国連子どもの権利条約に定められている子どもの権利を生存、発達、保護、参加という4つのカテゴリーに分類しています。賀川は、今から80年以上前に、これら4つの権利を具体的な形で提示した先駆者でした。

子どもには親に対して夫婦喧嘩を止めるように要求する権利があるという賀川豊彦の主張は、日常生活における子どもの意見表明権（参加の権利）を平易な表現で表したものであり、子どもの生存、発達、保護の権利に加え、参加の権利（意見表明権）を明示しているという意味で、「ジュネーブ子どもの権利宣言」よりも包括的なものであり、1989年11月20日に採択された「国連子どもの権利条約」を先取りするものとすら言えます。

さらに、「叱られる」ことも権利であるとする賀川の主張は、「子どもに権利など教えると、自己主張ばかり強い我儘な人間

になる」という権利概念に対する誤解が少なくない今日の日本社会において振り返る価値のある意見ではないでしょうか。

戦前の日本において、世界に先駆けて子どもの参加の権利を提起した国際的な日本人が存在したことを私たちは忘れてはならないと思います。

人権、特に子どもの権利の世界において、日本は先駆的役割を果たしてきた先進国なのです。

したがって、国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度の実現に率先して取り組むことは、日本の市民社会と政府にとって、歴史的にも正当性のある、国際的な責務なのです。

## 3. 今後の課題

本年6月17日に国連人権理事会で採択された決議は、「国連子どもの権利委員会に対する個人通報制度を可能とする選択議定書を策定する可能性について審議すること」を目的とする作業部会の設置を認めたもので、実際に個人通報を可能とする選択議定書の策定を始めることを認めたものでありません。

したがって、国連子どもの権利委員会に対する個人通報を可能とする選択議定書策定が開始されるためには、そのことを明記した新たな決議案が採択される必要があります。そのための重要なステップが、本年12月14日より18日まで、ジュネーブで開催される第1回作業部会です。

同作業部会の勧告を踏まえて、来年3月の国連人権理事会（第13会期）において、本件の審議が行われます。

国連人権理事会第13会期において、第3議定書案策定を目的とする作業部会設置を正式に決定する決議が採択されれば、議定書案作成の実質的作業が始まります。

日本はこれまで、個人通報制度への加入に対して消極的で、国連子どもの権利委員会以外の8つの人権委員会に設けられた個人通報制度のいずれにも加入していません。

しかし、現政権の千葉景子法務大臣は、9月16日の就任記者会見において、個人通報制度の日本の加入については積極的に取り組むと発言しています。<sup>3)</sup>

国連子どもの権利条約採択20周年に当たる今年、日本は国連子どもの権利条約第3議定書の実現に向け、世界に対するリーダーシップを発揮すべきと考えます。

### 注

1) 2009年11月30日現在、世界中で594のNGOがこのキャンペーンに参加しています。

2) セーブザチルドレン・ジャパンの要望書には子どもの権利条約総合研究所（代表 喜多明人）、日本カトリック正義と平和協議会（会長 松浦悟郎）、NGO子どもと女性の権利擁護デスク（担当 松浦悟郎）、世界女性会議岡山連絡会（事務局責任者 時實達枝）、イサドラ・ダンカン国際学校水芭蕉庵（担当者 佐藤道代）が賛同団体となりました。

3) 千葉景子法務大臣の関連発言「それから二番目が個人通報制度を含めた選択議定書、各人権条約の選択議定書の批准、これも進めていきたい課題のひとつでございます。人権条約、あるいは女子差別撤廃条約等に選択議定書、個人通報制度が盛り込まれております。まあこれは色々な司法との関連等々が指摘はされておりますけれども、これも国際的な基準に基づいて、是非、国際的にも日本が大変積極的だという発信をしていくことができたと思います。まあ、あの、条約ですので、外務大臣と様々な、また、連携を図らせていただき、実現に向けていきたいというふうに思っています」（2009年9月16日記者会見）

# 子どもの権利条約ネットワーク 2009年のイベント

子どもの権利条約国連採択20周年という意義ある2009年。NCRCが実施、参加した主なイベントをふりかえります。

実施月	イベント/会場 *主催イベント以外にもエントリーしたイベントやキャンペーンも掲載
2月	「子どもの参加ファシリテーター入門ワークショップ ～子どもの活動の支援者の技術・役割・姿勢を考える」 「子どもの参加」を支援・促進していくファシリテーター（支援者）のあり方について、ワークショップ（参加型学習）を通じて丁寧に深めました。
3月	「出前ワークショップ@港区立朝日児童館 子どもの“けんり”ー私は、僕は、こんな場所がすきー」 「出前ワークショップ」は、子どもを対象にした新たな試みとして、運営委員がファシリテーターとなって、児童館で継続的に実施しています。
5月	「条約採択20周年記念5月イベント 子どもの権利条約 子どもの20年」 子どもの権利条約を子どもとして学び、活動してきた世代がその後子どもの権利条約の精神に触れたことでどうなっていったのか... 今を生きる子どもたち、子どもに関わる大人たち、そしてかつての子どもたちと共にこの20年を振り返りました。
7月	「とことん☆アイスブレイク」 「初対面のリラックス系」「自己紹介系」「気分転換系」「気づき系」など場面に応じたアイスブレイクを体験しました。
8月	「出前ワークショップ@港区立豊岡児童館 しってる？子どもの権利条約！～わたしは、ぼくは、こんな場所がすき！～」 「ゼリーを作って試食」と「居場所についての大切なこと」を実施しました。
	「出前ワークショップ@港区立高輪児童館 しってる？子どもの権利条約！～わたしは、ぼくは、こんな場所がすき！～」 「誕生日の輪づくり」と「居場所についての大切なこと」を実施しました。
	「子どもの権利条約 国連採択20周年記念イベント 子どもたちは表現する おとなたちは考える」に参加しました。
10月	「国連子どもの権利委員会に個人が申し立てできる制度を作ろう！キャンペーン」 子どもの権利委員会にも他の人権条約のような個人が申し立てできる制度をつくろうという決議が、6月17日の国連人権理事会で採択されました。これを受けて、個人通報制度創設のため、条約の第3選択議定書採択をめざす、世界で600近いNGOが参加するキャンペーンに登録しました。
11月	「第9回 出前ワークショップ@港区立高輪児童館 しってる？子どもの権利条約！～わたしは、ぼくは、こんな場所がすき！Ⅱ～」
	「ワークショップで学ぶ子どものケンリ」@「子どもの権利条約フォーラム2009 in とやま」 子どもの権利条約フォーラムはNCRCの呼びかけで毎年開催されるフォーラムです。分科会では、ワークショップを実施しました。
	「子どもの権利条約基礎講座2009」 「子どもの権利条約基礎講座」は毎年、開催しています。

## 編集後記

子どもの権利条約国連採択20周年の2009年、「子どもの権利」に関するイベントが行われてきたが、イベント自体を「子ども参加」の場にしていこうとする主催側の思いがうかがえる。前号の小欄でも、子どもの権利条約ネットワークニュースレターにおいて子どもたちの原稿執筆の意義に触れた。子どもたちに、権利の主体者としての意見表明の場を保障することは、おとなの果たすべき役割である。

しかしながら「子ども参加」は、シンプルだが難しい。難しいというより、時間をかけなければならないために、そんな早急には形に表れないということだろう。とくにイベントづくりは、期限があるだけに焦ったり諦めたりしがちだ。子どももおとなも、戸惑いや葛藤を抱えながらも向き合う、そこまでの時間が必要なようだ。また、その経験が「子ども参加イベント」を実現する大きな要因になっているのだろう。

私が関わっているイベント「子どものまちミニいけぶくろ」も4回目をむかえ、ようやく本来の「子どものまち」ーいわゆる子どもが主導権を持つものになってきた。「子ども企画」は、ともすると「子どもに企画させる」になったり、「主体的にやらせるため」などと文法上もおかしい目的感をおとなが持ったりすることもあるが、「ミニいけぶくろ」にはそういう感覚がほとんどない。というか、なくなってきたのだと思う。「子ども参加」が進めば進むほど、もともとの彼らの権利を子どもたちの手に戻しているような感じがする。

(N.K)

## 「子どもの権利条約」No.98

2009年12月15日発行

★発行(季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

\*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント